

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号						
手続名	農用地の形質変更の許可	根拠条項	第 1 0 9 条						
審 査 基 準	申請に係る農用地の形質の変更が交換分合計画に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該形質変更が必要やむを得ないものであると認められること。								
	受付 機関	農林事務所	処理 機関	農地整備課	交付 機関	農地整備課	標準処理期間	3 0 日	目次
						標準経由期間	1 5 日		